

## 平成26年度第1回白井市都市計画審議会会議録（概要）

1. 開催日時 平成27年2月3日（月） 午後2時30分から午後4時まで
2. 開催場所 白井市文化センター 文化会館 中ホール
3. 出席者 北原会長、鎌田委員、岡部委員、松井委員、長谷川委員、植村委員、血脇委員、天下井委員、櫻井委員、武藤委員、押田委員、山内委員、菅野委員
4. 欠席者 西山委員、岩本委員
5. 事務局 染谷環境建設部長  
都市計画課 武藤課長、竹田副主幹、黒澤主査補、川上主任技師、鈴木主事補  
企画政策課 相馬主査補
6. 傍聴者 4人
7. 議題  
第1号議案 印西都市計画公園3・3・21富士公園の  
変更（追加）について（諮問） （公開）  
報 告 都市マスタープラン見直し作業について （公開）
8. 議 事

事務局 それでは、定刻を3分ほど過ぎましたが、ただいまから平成26年度第1回白井市都市計画審議会を開会いたします。初めに定足数の報告をさせていただきます。本日は西山委員と岩本委員の2名が欠席となっております。委員定数15名のうち13名の出席をいただいております。山内委員さんが到着しておりませんが、現在報告の中では15名のうち13名の出席をいただいております。また山内委員さんが欠席の場合でも、白井市附属機関条例第6条第2項の規定による委員の過半数の出席を充足しておりますので、本日の会議は成立していることを報告いたします。

また、委員の変更についてご報告いたします。農業委員会から任命しております押田委員さんが退任いたしまして武藤委員が就任いたしましたのでご紹介させていただきます。武藤委員です。

また、本日、関係行政機関のうち、印旛土木事務所の櫻井委員のほうの代理といたしまして、印旛土木事務所宅地指導課長の山田宜裕様にご出席をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、白井市都市計画審議会の開催に当たりまして、伊藤副市長よりご挨拶を申し上げます。

副市長 皆さんこんにちは。紹介をいただきました副市長の伊藤でございます。本日は伊澤市長におきましては公務のため私のほうから恐縮に存じますが、代わって一言挨拶をさせていただきます。

本日は都市計画審議会委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、会議にご参集いただきまして大変ご苦勞様でございます。そして、日ごろから都市行政を初め、市政運営に当たりましては、全面的なご支援をいただいておりますことに心より御礼を申し上げます。

私から申すまでもなく、平成26年度・27年度におきましては、本市の都市計画、まちづくりにつきましては2点の点から重要な年度だというふうに考えているところでございます。

1点目につきましては、昭和40年代から本市のまちづくりの中心的な役割を担ってきました千葉ニュータウン事業が昨年をもって収束したということ。そして、もう一点は10年ごとに街づくりの将来像を定めております第4次の総合計画が平成27年度をもって終了し、現在、都市マスタープランと合わせて第5次の総合計画を策定中であるという、この2点から重要な年度であるというふうに位置づけているところでございます。

ぜひ委員の皆様におきましては、大所高所から適切なるご審議、ご意見を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

本日、審議いただく議案につきましては、既存市街化区域におけます都市計画公園の変更。これは追加となっております。本市におきましては、先ほど申しましたとおり千葉ニュータウンを中心としてまちづくりが進められてきましたが、市役所を中心とした白井地区そして富士地区ということで2カ所におきまして既存の市街化区域がございます。そのうち、既存の市街化区域におきましては公園に対する緑地率というものが不足している。その状況を是正するために、都市計画公園の追加をしようとするものでございます。そして、合わせてその公園には防災機能を持たせていこうということでのご提案でございます。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

また、報告事項といたしまして、冒頭申しました都市マスタープランの見直し作業についてもご報告をさせていただくこととしております。総合計画と調整を図りながら、千葉ニュータウン事業収束後の白井市のまちづくりをどのように進めていくかということにつきまして、適切なアドバイスをいただければというふうに考えているところでございます。

今後とも市民の皆さんと一緒にあって良好なまちづくりを目指してまいりますので、委員皆様の適切なるご審議、ご意見を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

げます。

事務局 ありがとうございます。

続きまして北原会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんこんにちは。年度末の大変忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今日ご審議いただく議案は一つ、それから報告事項が一つということですが、今、副市長さんのお話にもありましたように、白井市のこれからますます充実した環境を育てていく上で大変重要な事項でございますので、よろしく十分にご審議のほど、お願いしたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。ここで伊藤副市長におきましては公務のため退席とさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

(副市長退席)

それではここで簡単に職員の紹介をさせていただきます。

環境建設部長の染谷でございます。都市計画課長の武藤でございます。都市計画課の黒澤です。それから、副市長の冒頭の挨拶にもございましたが、総合計画との調整を図りながら都市マスのほうの見直しを行っている関係で、担当課、企画政策課の相馬が出席しております。それから本日、外の受付のところと入り口に1名ずつ立っておりますが、まず中にいる者につきましては川上と申します。それから、外におりますのが鈴木という職員になります。よろしくお願ひしたいと思えます。それから私、申しおくれましたが最後に、進行をしております竹田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料のほうの確認をさせていただきたいと思えます。本日の資料につきましては事前に郵送させていただいておりますけれども、まず審議資料といたしまして、平成26年度第1回白井市都市計画審議会議案書になります。それから同審議会の資料、それから都市マスタープラン見直し作業ということでその報告書の審議の資料ということになっております。

また、参考資料といたしまして白井市第5次総合計画基本構想の素案、次世代を担う児童・生徒まちづくりアンケート調査の報告書、第13回住民意識調査報告書の3部でございます。なお、本日既にお配りさせていただいておりますが、白井市第5次総合計画策定方針、それから千葉県都市計画見直しの基本方針とその概要版、最後に市の審議会等の会議の公開に関する指針となっており、全部で10部でございます。不足しているものがございましたら、事務局のほうに審議に係る資料をご用意しておりますので、お申し出いただければと思えます。それから、もう一部、追加で配らせていただきました名簿のほう、あわせてご確認

いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは議事に移らせていただきます。本審議会の議事進行は白井市附属機関条例第6条第1項の規定により会長が会議の議長を務めることとなっております。

北原会長よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 それでは議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

今日ご審議いただく議案は一つです。これについて非公開の取り扱いをどうするか、事務局のほうからご提案ございますか。お願ひします。

事務局 お配りしております白井市審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、審議会等の会議は公開を原則としております。また本日、審議会に付議された議案は非公開とする理由は特にありません。そのため非公開案件なしということではいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 非公開案件なしで「異議なし」というお声がかかりましたので、本日の審議会においては非公開とする案件はないとして進めさせていただきます。傍聴の方がいらっしゃったら、事務局は入場をしてもらってください。

(傍聴人入場)

それでは、議事に入る前に傍聴の皆さんにお願いします。事務局から配られた白井市審議会の会議の公開に関する指針をよく読んでいただいて、その内容をお守りください。よろしくお願ひします。

それでは、議案の審議に入ります。今日ご審議していただく案件は1件です。これからは議案の審議に入りますが、事務局はできるだけ簡潔に説明をお願いします。それでは第1号議案「印西都市計画公園3・3・2 1 富士公園の変更(追加)について」、事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案「印西都市計画公園3・3・2 1 富士公園の変更(追加)について」説明をさせていただきます。

本議案は印西都市計画に近隣公園といたしまして富士公園を新たに追加するものです。それでは議案書の4ページまたはスクリーンをご覧ください。

こちらは印西都市計画区域の総括図となります。印西都市計画区域は、白井市と印西市の2市で構成されております。当議案の公園の計画地は、図面の左下の既存の市街化区域であります富士地区に位置してあります。

次のページ、議案書の5ページまたはスクリーンをご覧ください。

こちらは計画図となります。緑色で囲ってありますのが、富士公園の計画地となっております。それでは、こちらの計画地の詳細につきましては、別冊の資料1ページから3ページとなります。資料の1ページまたはスクリーンをご覧ください。

こちらは計画地の位置に関する資料となっております。計画地は西白井駅より南西約2.2キロに位置しております。既存の市街地としまして住居系の用途地域が指定されております。周辺の概況につきましては、住宅が密集する市街地がございます。

続きまして、資料の2ページまたはスクリーンを再度ご覧ください。

こちらは計画地の周辺の拡大図となっております。計画地の用途地域は、大部分が第一種低層住居専用地域であります。そこに、緑色が濃い部分があるのですが、こちらが生産緑地地区に指定されている部分となっております。

最後に3ページをご覧ください。

こちらは計画地の航空写真となっております。現況は見ていただければと思いますけれども、畑、山林となっております。

それでは、議案書のほうに戻りまして、議案書の2ページをご覧ください。

こちらは都市計画決定の理由となっております。現行の白井市都市マスタープランでは、公園緑地整備の基本的な考え方を「都市公園や都市緑地等の都市施設である緑地の計画的な創出により、レクリエーション機能及び防災機能、景観形成機能などを伴った、市民が健康に暮らせる都市環境を図ります」としており、これを受けた公園緑地の整備方針を「緑が不足している既成市街地における積極的な公園等の整備による居住環境の向上」としております。

また、地区別構想におきましては、当該地区の課題の一つに「公園緑地の整備」が挙げられており、地区のまちづくりにおける考え方を「既成市街地における公園緑地の確保等を進めながら、防災性および交通安全性の向上をめざします」としており、これを受けた地区のまちづくりの基本方針を「避難地及び防災空間の役割を果たす公園緑地等による公共空地の確保」、「街区公園等の都市公園の整備」及び「防災性を考慮した緑地空間の確保」と公園緑地の必要性がうたわれております。

それでは、再度別冊の資料をご覧ください。4ページになります。

こちらの資料ですが、白井市都市公園条例の抜粋となっております。黄色い部分の条例第2条をご覧ください。白井市では、都市公園条例第2条におきまして、住民1人当たりの公園の敷地面積の標準を市域全体で1人当たり10平米以上とし、市街化区域で1人当たり5平米以上と定めております。

続きまして、次の資料5ページをご覧ください。またスクリーンもご覧ください。

こちらの資料ですけれども、白井市の市街化区域の地区別の公園緑地の状況を示している表となっております。富士地区を黄色で示しております。平成26年4月1日現在の状況は、市域全体で1人当たり8.78平米です。上の表の右上に

なります。スクリーンでいいますと、赤字で示しております。富士地区の市街化区域のみ 3.91 平米となっておりまして、標準の 5 平米以上をクリアしておりません。また、運動公園、総合公園等の都市基幹公園の人口割分の面積と緑地面積を除きました街区公園、近隣公園等の純粋な住区基幹公園の面積の合計で見ますと、富士地区における市街化区域の 1 人当たりの面積は 0.78 平米で、不足が顕著であります。これは表の真ん中あたりに 1 人当たりの公園の面積の列がありますので、そちらでスクリーンでは赤字で示しております。

そのため、白井市の将来像であります「市民と築く安心で健康なまちしろい」の観点から、富士地区において防災機能をもった都市公園の整備を図ります。

それでは、議案書の 7 ページまたはスクリーンをご覧ください。

こちらの資料は、富士公園の設計予定図となっております。こちらは一時避難場所としまして防災機能をもった近隣公園をイメージしております。これに関連しまして、再度別冊の資料 6 ページまたはスクリーンをご覧ください。

こちらは、富士地区の市街化区域におけます公園の誘致距離を示した図となっております。近隣公園の標準的な誘致距離は、技術的助言であります都市計画運用指針におきまして 500 メートルが標準とされております。当該計画地に近隣公園を配置することで市街化区域をおおむねカバーすることができます。なお、参考に 250 メートルの円も描いておりますが、こちらは、街区公園の誘致距離を参考に示しております。富士地区では街区公園は五つあるのですが、比較的大きい街区公園三つをこちらのほうでは明示しております。

また、決定の理由の中でもご説明をしましたが、現行の白井市都市マスタープランは市街化区域内を重点としまして、街区公園、近隣公園等の住区基幹公園の決定を行うこととしております。そのため、用地につきましては、まとまりのある整形な形状の敷地を確保できること、敷地は主要な公道に面していること、都市計画運用指針等を勘案して市街化区域内の空地としてまとまりのある生産緑地地区を選定しております。

なお、富士地区につきましては、市街化区域が約 54 ヘクタール、市街化調整区域が約 70 ヘクタールで構成されている地区でございます。市街化調整区域におきましても、平成 14 年度より都市計画法 34 条 11 号に基づきます千葉県条例の影響により、宅地開発が富士地区では進み、人口が近年増加しております。そのため市街化調整区域を含めました富士地区全体としての公園の整備については、この後の報告事項でもあります都市マスタープランの見直し作業に関連しますが、新たな都市マスタープランにて検討し、方針を示していくことになると考えております。

本議案につきましては、平成 26 年 12 月 1 日から 15 日までの 2 週間、案の縦

覧を行いました、意見書の提出はございませんでした。事務局からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 どうもご苦労さまでした。第1号議案の内容について、事務局から説明していただきましたが、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

●●さん、お願いします。

委員 私はこの富士公園になるところのすぐそばに住んでおります。長い間こういう都市公園が欲しかったと思っていましたが、今回、この地権者の方が快く協力していただけたこと、本当に感謝しています。

また、市のほうもこういう計画のもとに、この公園が実現するということは、もう地域の地元の人みんなの喜びだったということで、もうもろ手を挙げて賛成したいと思います。

ですから、これを見て全然異議はないのですが、どこまで、今日、認められてしまうのかということで、例えば案まで出ていますよね。防災拠点とかそういうのはもちろんいいですけども、具体的な芝生広場だとか多目的広場だとか、こういうところまで出ているのですが、例えば私なんかと思うと、現状でたくさんの植木が残されています。あれはもう商品なのですけども、外からみんな見えるので、裏手のほうなんかを回っても四季折々に花が咲いたりしたのを散歩しながら楽しめる場所でもあったわけなのです。あれは商品ですから当然売り物になって撤去されるのかなということも聞きたいのですが、もしもここにもう予算も結構出ていますので、買い上げられるものならば買い上げて、あれだけの豊富な多品種の植物をそろえろといっても、それはかなりの手間も費用もかかると思うのですが、あそこに置いておきながら樹木の豊かな、そういう防災拠点になったらいいのではないかと、個人的に今、思っているのですが、この絵を見ますと広場と広場、という感じになって、ちょっと緑豊かなというイメージではないのです。どうしても日差しが強い、夏もそうですけども、今の富士中予定地なんかを見ても、やっぱり真夏にかんかん照りのところに木もなければ人は集まりません。今、富士中予定地に大きな木がありますよね。ああいう木はすごく憩いの場になっています、下に行けば涼しい風が吹いてきたりしますので。

そういう点で、今、聞きたいのは先の話のこの予定図です。これはどこまでが、もう設計されているのかということをお聞きしたいのですが。

議長 事務局、よろしいでしょうか。今日のここで採決するのは、どの内容について採決するのかということと、それから議案書の7ページにあるような、こういった計画というのは、どこまでフィックスしているのかということ、よろしく願いします。

事務局 今日、決定していただく案件は、確かにこの設計予定図につきましては計画決

定当初の参考図の中に入っている図面となります。ですから、この内容が決定ではございません。

場所について都市計画施設としての場所についての決定が本議案でございます。

市のほうといたしましては、先ほどお話ありましたけれども、当然、公園の設計につきましては、今後補助事業等で整備のほうを考えているのですが、その際は市民の方を中心に検討会等を立ち上げまして、いろいろなご意見を伺いながら、また地権者さん、現況のお話を●●委員されていましてけれども、残っている木はなるべく生かせないかというお話とかも、うちのほうは一応お話のほうはしていますので、できるだけそういう方向を考えております。

以上です。

議 長 ●●委員さん。

委 員 そういう方向で、とてもよいと思います。ぜひ、あれだけ見ると何か樹木が周りに並ぶだけみたいな形になって、しかもよく学校なんかそうなのですが、へりに植えると大きくなると隣の敷地のほうに入ったり道路にかぶさって切る羽目になってきますよね。ですので、大きな木になるのはかなり中のほうに寄せながら、半分ぐらいはできれば緑豊かな樹木があって日差しをさえぎられるようなものと、それと防災拠点というのはあまり矛盾しないのではないかと思いますので、そこら辺はちょっと検討していただきたいこと。

あと、やはり予算のほうも結構ついていますので、積極的に現在ある植樹の中でいいものを、植物園みたいな感じになっちゃっても僕はいいと思うのですが、花が四季折々に楽しめるように、もっとあそこのところを工夫していただきたいと思いますので、それは今後の中で意見を出せるということですので、地元の方の意見も聞いて、また、その地権者さんの商品ですので、その折り合いがつけば、ぜひたくさん残して特色ある公園にしていきたいと思います。

議 長 はい。では、ご意見ということで。事務局、回答したいですか。どうぞ。

事務局申しわけございませんでした。先ほど黒澤のほうの説明させていただきましたけれども、まず防災機能を持った公園というのがコンセプトとしてあります。まずはそこを押さえていただきたい。

その後につきましては、何度も申しますけれども、富士地区のあるいは近隣の方のご意見を聞きながら作成していくということももう一つのコンセプトでありますので、その中で、あと地権者の方も、できましたら樹木等については残せるものがあるのであればというようなこともおっしゃっていますので、その辺は十分検討しながら進めていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議 長 よろしいでしょうか。ほかに、それでは●●さん、お願いします。

委員 非常に住宅地に隣接してこの公園の構想ができておりますけれども、隣接する住民からはどういうご意見が出ているのかというのが一つ。もう一つは財政厳しい折、もし可能であれば1自治体でやるのではなく、他の自治体と連携してやると、こういう公園をつくっていくということも一つの案として考えられるのです。それらを考えられているかということ。もう一つは、この公園が非常に他の自治体に近い、他の市ですね、それはすぐ歩いて1～2分で船橋です。ということで、この近くにこれほどの規模でなくてもいいですけども類似の公園があるのか、ないのか。

この3点について伺います。

議長 3点ご質問がありました。事務局、よろしくお願ひします。

事務局 まず、近隣にお住まいの方の市民の声はあるのかということにつきましては、まず、案の縦覧をした中では意見はございませんでした。それから今こういう話を自治会長さん等々には説明をさせていただいております。そういう中では、具体的にはまだこれからということですので、意見という部分ではございません。

それから、財政状況ということで他市との連携という部分でございますけども、基本的には富士地区につくった、先ほどの1人当たり不足しているということ等も含めまして富士地区につくっておりますので、他市との連携という部分では、規模の面もございまして、市の単独で交付金は使いますけれども、白井市単独で公園を整備していくというふうに考えております。

以上でございます。

議長 3点目、船橋市内のこの周辺ということで。

事務局 申しわけございませんでした。この周辺でこの程度の規模の公園というのはございません、というふうに思っております。

議長 それでは●●さん、よろしいですか。はい、ほかに。それでは●●さん、お願ひします。

委員 2点お伺ひしたいのですけど。1点目が、印西都市計画公園の変更というふうにタイトルにあるのですけれども、例えば資料を見ると4ページに白井市役所と印西市役所と連名になっているのですけども。あと県の上位計画とかという言葉も出てくるのですが、白井市としての中に印西都市計画という印西という都市計画というのが出てくるのが、ちょっとどういう経緯でそういうふうになっているのかなというのを教えていただきたいのが1点です。

それともう一点は、3ページのほうにいろいろ費用とか書いてあるのですけど、その中で工期が4年ぐらいでやるよというのが書かれてありますけども、一般的に考えると、公共の事業ですと単年度もしくは2ヵ年とか割と短く設定されるのですけども、物価上昇とかいろいろなことが、あるいは物自体の所要工期というの

があるのですが、4年というのは一般的に長いような気がしたのですが、どういふコスト比較をされて工期を設定されているのかという、その2点をお伺いしたいと思います。

議 長 ●●さんから2点ご質問がありました。事務局、お願いします。  
事務局 それではご回答します。

まず1点目、印西都市計画区域でございますけれども、千葉県が都市計画区域を県内51区域に設定しておりまして、白井市におきましては印西市のほうが合併しましたので、現在、印西市と白井市2市で構成される計画区域に入っております。そのため印西都市計画区域の公園、今回は番号が3・3・21となりますけれども、この都市計画区域の中の近隣公園の、こういう近隣公園が21番目と一番右の21番というのは個数をあらわしていますので、3・3・21という形になります。

続きまして工期の件ですけれども、現在この公園につきまして整備のほうを考えている補助事業としまして社会資本整備総合交付金という国のほうの補助制度を考えております。こちらのほうの補助期間が5年を標準としておりますので、用地2年、整備2年、1年を予備というような形で市のほうとしては現在考えております。

以上となります。

議 長 よろしいでしょうか。何となく白井都市計画じゃなくて印西と言われると違和感があると思いますが、記号みたいなものだというふうに思ってください。

ほかに、いかがでしょうか。●●さん、お願いします。

委 員 面積1.3ヘクタールで標準的な規模はたしか2ヘクタールぐらいだったと思います、やや小ぶりですが、先ほどのご質問にあるように、白井の中でいうと減った分くらいで、ちょうど面積比でちょうどいいというくらいの解釈でよろしいのでしょうか。

議 長 事務局、お願いします。

事務局 おっしゃるとおりで、2ヘクタールに近ければ近いほど当然望ましいと市としては思っておりました。ただ地権者さんのほうのご意向もございまして、面積としましては、こちらの面積になりました。県のほうともお話をさせていただいて、扱いとしては近隣公園で一応規模は1ヘクタール以上4ヘクタール未満ということで近隣公園だろうという協議をさせていただいております。

以上です。

議 長 ●●さん。

委 員 近接して畑もあるように見られますが、この辺も生産緑地でちょっと狭いから区切っちゃうと違うのかもしれませんが、買い足してできるだけふやそうという

ことではないのですね。

もう一つ、接道部分が地図だけだとどのくらいのところなのか、大きい通りだとちょっとほんのわずかかなという引き込みの道路ですが、そうじゃないとすると、もうちょい下の南のほうなんていうと接道部分がふえてきて、わかりやすさとか利用しやすさとか、その辺もあると思うのですが、その辺もいかがでしょうか。

議 長 事務局、お願いします。

事務局 防災の観点から隣に山崎製パン総合グラウンドというのがございまして、これは民間の健保組合と山崎製パンさんのほうがお持ちのグラウンドなのですが、こちらを今、暫定で避難場所として市としましては協定等を結んでおります。

そうしますと、そちらのほうと合わせますと4ヘクタールぐらいになりまして、地区公園レベルの空間になろうかなというふうに思いますし、富士地区を考えると、当然、市としては1.3ヘクタールより、より大きな形、より公道に面するような形で利便性を上げまして、防災機能についても強化していきたいと考えておりますけれども、一応、そういう地型になるような場所ということも考えまして、今回こちらの場所を選定しています。なるべく本当は公道のほうにもうちょっと接道ができればよかったですのですが、地権者さんとの交渉で、何とか6メートルは確保させていただいたということでございます。

以上となります。

議 長 はい。

委 員 ここからは意見の一つと聞いていただければいいのですが、山崎パンさんであるとか維持管理も含めて地元の自治会や町会さんと、維持管理も一部負担していただくとか、日ごろから防災の観点のこういう地域が一体になってやっていける協働のまちづくりの一環でやっていただけると、そういう見にくい部分も大分緩和されるのかなというふうに思います。これは意見です。

議 長 では、ご意見、よろしく事務局、受けとめてください。

それでは●●さん、お願いします。

委 員 今ちょうどその防災のところでお話が出ていたので、これは質問というよりちょっと私のほうからの意見ということをちょっと、せっかくの機会ですので述べさせていただきたいと思います。

先ほどご説明いただいた中で、この防災機能を持った公園ということで考えられているわけなのですが、先ほどの説明の中では一時避難場所ということでご説明をいただきました。具体的にこの防災機能を備える公園ということで、富士地区はかなりの世帯数もございます。

そういったところを加味しながら防災機能の有効に働けるような公園にしてい

ただくことを、ちょっと意見として申し述べさせていただきます。

以上でございます。

議長 ご意見ということですが、事務局のほうで何か。特によろしいですか。

事務局 図書の中で参考図を出させていただきましたけれども、白井市の市役所の隣につくりました総合公園のように、先ほどいろいろ委員さんからご意見をいただきました樹木、残せるものは残していきたいと考えております。防災公園ということですので、あちらのしつらえですと、かまどベンチだとか防災トイレだとか防災倉庫というものを配置しながら、一つはやはり市民の方と一緒につくっていききたいということが、先ほど言いましたけれどもキーワードになりますので、その辺のご意見を聞きながら、また今、委員さんの意見としてございましたようなことも参考にしながら整備していきたいなと思っております。

以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。ほかにご意見ご質問、いかがでしょうか。

●●さん、お願いします。

委員 1点、質問と、あと一つ意見ですけれども。質問に関しましては他の地区に比べて公園が少ないということで公園緑地が少ないので整備するということに関しては、もちろん当然だと思えますけれども、なぜこの地区がなかなか整理されなかったのかということが1点です。質問のほうです。

それからもう1点、意見のほうですけれども、この地区といいますのは白井市としてはかなり外れのところにありますけれども、実際は船橋市とかなり隣接していて新京成の駅のほうを使われる方も現実には多いのではないかと想像します。その場合に、この地区の説明として、この西白井の駅から2.2キロという図でこの場所の説明がありましたけれども、これはここに住んでいる方の実感とはちょっと違うのではないかと思います。

ですから、参考資料でも構わないので、参考の参考でも構わないので、その市域を越えてどういう状況にあるのかということの説明していただいたほうが、こういうときはよろしいかと思います。

実際問題何か災害が起きたときなどは防災公園として使われる場合は、隣接市の人も場合によっては使う可能性もあるわけで、そうした可能性が、もうちょっと市境を越えてどのように防災の公園が整備されているかというようなことも情報としていただけるとよりよいのではないかと思います。

議長 どうもありがとうございます。事務局、ご質問に関して、まず。

事務局 それでは私のほうから。この地区につきましては、今、委員さんがおっしゃいましたように、白井市でいいますと一番西側、船橋市、鎌ヶ谷市に隣接する地区でございます。公園という観点で捉えますと、確かに公園整備は1人当たりの面

積は少ないと思います。ですので、今回のこういうご提案をして整備していきましようという話になりました。ただし、こちらにつきましては、下水道の整備はこの市街化区域は全て終了しています。

それから、今後やはり防災という観点で雨水整備、こちらは雨水の川が流れるのは高いところから低いところということなのですが、鎌ヶ谷市さんのほうが一番上流になるのでしょうか、雨水でいけば一番上流のほうですので、下流から整備してこなければなりませんということがありまして、そういう雨水整備はここで整備に入ってきたということでございます。

したがって、インフラという整備でいけばある程度のことは市としても、防災、安心・安全の観点からは整備は進めているところですが、公園からいきますと、優先的には最後になってしまった。最後というか今の時期になってしまったということでございます。

以上でございます。

委員 つまり優先順位で最後になっていたのであって、何か特殊な事情があっおられていたというわけではないという理解でよろしいのですね。

議長 難しい質問かもしれませんが。

事務局 確かにこの図面を見ていただくと、先ほどインフラ的にはもう上下水道は整備を進めているところでございます。ただこの図面を見ていただきますと、ミニ開発が多く見られたということで、そちらのほうの整備にも必要なお金も投資してきたという部分もありますので、そういう観点からすれば優先順位もそうでしょうけれども、そういうところに追われてきたという部分もありますので、今の時点でという話になったと思います。

議長 よろしいでしょうか。●●さん。

委員 今のお答えでいいのかもしれませんが、もともとここは生産緑地ですよね。生産緑地としての景観的な側面であるとか、わかりませんが防災農地的な利用も可能であるとかというようところが、一部公園的な代替を果たしていたということではないのでしょうか。

議長 ご質問でしょうか。確認だそうです。

事務局 確かに、今、委員がおっしゃったとおり、生産緑地ですので農地としての機能、市街化での緑地という部分で、そういう観点からすればそういう機能を持った生産緑地として残ってきたというのが1点ございます。

それから、こちらの富士地区の市街化区域につきましては、こういうふう公園3カ所お示しして先ほどの円の資料ですね、500メートル、250メートルの円の資料をお示ししましたが、この三つのうち二つ、「栄こどもひろば」と「栄みどり公園」につきましては借地公園として借りて公園を整備してきました。

これは地権者との話合いの中で、どうしても買収ではなく、借地という形で整備してきているということがあります。

委員 大変いいと思うのですが、生産緑地として生産緑地がなくなって買取申請があつてなかなか買い取れないところが多いときに、買い取ったものをこういうような近隣公園にするというのは大変お金もかかるのですが大変いいことだなというふうに、そのストーリーをつなげていただけるとすごくわかりやすいなという意味です。

議長 では、事務局。

事務局 おっしゃるとおりで、生産緑地につきまして次回の都市計画審議会で諮らせていただくことになろうかと思うのですが、生産緑地の一部除外が徐々に出てきておりまして、こちらについて確かに買い取りをタイムリーにすることができておりません。ですから市街化区域内で貴重なまとまりのある場所だったところが徐々に、当然地権者さんの事情がございますので、法的にそれは何ら問題ない買い取りの申請であれば、市としては受けつけざるを得ないのですけれども、生産緑地の除外で地型が変わっていつてしまったり、面積が小さくなってしまっているということが、富士地区でもございます。

ですから、富士地区で公園の整備が遅れたのは、なぜかというお話が●●委員からもございましたけれども、タイミング的にちょうど今になったということのかなと思っています。ちょうど生産緑地の地権者さんの年齢等も代替わりとなり、そういうタイミングに市としてはいろいろとお話合いや働きかけをしたということでございます。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。生産緑地がそろそろ代わりがどこも起こっていて、生産緑地の指定解除というのが、白井市だけではなくて、あちこち県内、千葉県だけじゃないですが県内で起こっています。そういう意味では、こういった生産緑地を公園としてきちんと位置づけられるというのは大変貴重な事例かなという気がいたします。

ご意見ご質問、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは●●さん。

委員 いただいた議案書の中に工事概要書というのがございます。3ページですね。この中で用地費8億3,500万円、これを面積1万3,000平米で割ると1平米当たり6万4,231円というふうになるのですけれども、これは市街化地域ということで、このようなお値段かなと思いますけれども、この周りの住宅地の地価と比べて、どれだけの差があるのかなのかについて、お伺いしたいと思います。

それからもう一つ、これは現時点における予定価格になるのかなと思うのです

けれども、この中では特に建造費が1億円ちょっと、お金がかかっておりますが、これは現時点でこういう予想ができたとしても実際に工事が始まる、整備が始まるのは平成28年度からですか、ということで我が国もオリンピックを控えて、また大震災もあったおかげで、また国のインフレ政策ということもありますので、どんどん物価が上昇していると。特に工事費あたり人件費が上昇していますけども、ここに書かれてあるのは現時点における予測値として考えてよろしいのですね。今後または1年2年なり3年たつと、これがどう変わっていくのか。その辺も、もしお分かりなら、わかる範囲内でお答えいただきたいと思います。

以上です。

議長 ご質問2点、よろしく申し上げます。

事務局 まず用地費でございますけれども、こちらはまず本来買収させていただくに当たりましては、不動産鑑定をかねまして買収させていただくことになると思います。ただ、今現時点では不動産鑑定をしていませんので、地価公示価格で算定をさせていただきます。

それからこの建造費につきましても、現時点での単価に基づきまして、しつらえにつきましても仮にこういうふうにつくった場合においてはこれだけかかりますと、この程度必要ではないでしょうかというふうに記載してはございます。今後、今、委員がおっしゃいましたようなことが多分発生してくるのかなと思いますので、それはそのときに再度設計等々をしながら作業を進めていくことになるのかとは思っています。

議長 ほかによろしいでしょうか。

それでは採決をします。第1号議案を原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。

白井市附属機関条例第6条第3項の規定により、第1号議案を原案どおり可決することに決定します。どうも熱心にご議論いただきましてありがとうございます。以上をもちまして予定された議案の審議は終了しました。

次に報告に入りますが、事務局から「白井市都市マスタープランの見直し作業について」説明をお願いします。

事務局 それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

説明につきましては、座って説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項といたしまして、白井市都市マスタープランの見直し作業の状況についてご説明いたします。

先ほど、副市長からもありましたけれども、今回の都市マスタープランにつきましては、平成 26 年度、平成 27 年度の 2 ヶ年で市政全般の総合的な指針である第 5 次総合計画と一体となって見直し作業を行っているところでございます。資料につきましては、委員の皆様方に送付しております報告書となります。内容につきましては、スクリーンのほうをご覧になっていただければと思います。よろしくお願いたします。

初めに、白井市都市マスタープラン策定方針についてご説明させていただきます。この策定方針は、都市マスタープラン策定に当たっての基本的な方針を示したものでございます。

1 として、策定目的ですが、まず見直しの背景といたしまして、現行の白井市都市マスタープランは平成 13 年 4 月に策定され、目標年次を平成 32 年度に設定しております。そのため策定から計画の中間年である 10 年以上が経過しており、社会経済情勢の変化、それに伴うまちづくりを取り巻く環境に大きな変化が生じております。また、現在上位計画である印西都市計画区域マスタープラン、それから白井市第 5 次総合計画の策定作業も進行中であり、これらに即する都市マスタープランとして改定しなければならない必要性も生じております。これらの現状を踏まえまして、白井市のまちづくりの課題である人口減少、少子高齢化、持続可能な活力あるまちづくり、農地等の自然環境の荒廃等に対応できる都市マスタープランとすることが必要であると考えております。

2 といたしまして、都市マスタープランの位置づけでございます。都市マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく市の都市計画の基本的な方針であり、市、市政全般の総合的な指針である白井市総合計画と現在千葉県が策定を進めている印西都市計画区域マスタープランに即して、将来のまちづくりの方針を明らかにするものであり、地域の実情と市民の意向を反映した白井市の都市計画に関する基本的な方針でございます。また、都市マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針であると同時に、白井市総合計画の土地利用基本方針に係る部分の計画としての位置づけをもっているため、白井市総合計画と整合性を図るよう策定します。そのため今回のマスタープランの策定は、この土地利用等についての連動を重視し総合計画と一体的に策定しております。

ここで、上位計画であり現在千葉県が策定を進めている区域マスタープランについて、簡単にご説明をさせていただきます。千葉県は、平成 26 年 7 月 4 日に都市計画見直しの基本方針を定め、平成 26 年から 27 年の期間で上位計画である区域マスタープラン、これは先ほど委員からもお話がありましたが、県内 51 都市計画区域の定期見直し作業を進めているところでございます。

中段に記載されている県内各都市の都市づくりの基本的な方向をご覧いただき

たいと思います。四つほどございます。一つ目、人々が集まって住み活力あるコミュニティのある街、二つ目、圏央道との広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街、三つ目として、人々が安心して住み、災害に強い街、四つ目、豊かな自然を継承し、持続可能な街の四つを挙げております。白井市が属する印西都市計画区域は、印西市との2市で構成され、現在印西市と協力してこの区域マスタープランの見直しをしており、市町村原案を現在策定中でございます。

次に、3として目標年次でございますが、新しい都市マスタープランは、平成28年を初年度とし、平成47年度を目標年次とする20年間とし、平成37年度の10年間で中間見直しを行い、白井市第5次総合計画と計画期間の整合をとるものとし、これは先ほど来述べておりますが、総合計画との整合、連動を重視するためでございます。

次に、4として、名称及び構成として基本的なことを定めております。名称につきましては、「白井市都市マスタープラン」とします。構成は、全体構想と地区別構想を基本とします。全体構想では、土地利用方針それから交通体系の方針、公園緑地整備の方針など全市的に係る方針を整理し記載するものとし、次に、地区別構想は、全体構想に記載される方針を踏まえまして、地区の将来像やまちづくりの方針、地区ごとの土地利用の方針について記載するものとし、

次に、5に策定に当たっての考え方として五つを挙げています。一つ目といたしまして、人口減少社会に対応した計画の策定、二つ目として、少子高齢化に対応した計画の策定、三つ目として、持続可能な活力ある地域づくりに対応した計画の策定、ここで持続可能とはということでございますが、持続可能とは、市の行財政運営が可能ということはもちろんのこと、市の緑豊かな自然やナシなどの産業、文化などを次世代へ引き継ぐ、人と人とのつながりを大切にした活気あるまちづくりをイメージしております。次に四といたしまして、上位計画との整合性に留意した計画の策定、五といたしまして、市民参加による住民の意見を反映した計画の策定としております。

次に、6として策定方法等を定めております。これは白井市第5次総合計画、都市マスタープランの両計画を一体的に策定するために実施する市民参加の手法を挙げています。

それでは、これまでに両計画での取り組みとして行った内容を住民参加の取り組みの内容につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

まず、昨年5月、無作為抽出により住民意識調査を実施しました。この調査につきましては、白井市在住の18歳以上の男女2,500人を無作為で抽出し、回答数は1,113件、回収率は44.5%でした。今回の調査につきましては、住民意識調査の経年変化を見るため、基本的には前回の調査から継続した項目でござい

ますけれども、都市マスタープランの分野で新たに市のまちづくりや地区のまちづくりについての意見の項目を追加しております。

次に、昨年の6月に総合計画、都市マスタープラン策定のキックオフとして勉強会を2日間開催しました。55名の市民の皆さんに参加をいただき、白井市の現状についてさまざまなデータに基づいて市職員から説明を行い、その後にごろ市民の皆さんが描いている10年後の白井市の望ましい姿について、子育てや都市、あるいは防災、防犯などの6分野ごとにワークショップを行い、多くの意見をいただいたところでございます。

さらに、昨年の7月に市民を対象とした自由参加型の地区別意見交換会を、例年実施しているタウンミーティングを活用しまして、市内6地区で行いました。146名の市民の皆様に参加をいただいたところでございます。このタウンミーティングにつきましては、毎年市長が地区毎に直接市民と対話を実施しているタウンミーティングのテーマを10年後の白井市の望ましい将来像とし、市長から市の現状を説明し、その後ワークショップを行い、市全体の将来像、地域の将来像について意見交換を行い、多くの意見をいただいたところでございます。

また、昨年の7月、同月でございますが、次世代を担う児童、生徒の意見把握といたしまして、小学5年生、中学3年生、高校2年生を対象にアンケートを行い、597件の回答をいただいたところでございます。

これまで行った勉強会、タウンミーティング、児童生徒アンケートの市の将来像についての意見の傾向について、大まかに分類すると次の二つとなると思います。

一つは、市の活性化についてです。例えば高齢者の雇用や活用、若者の定住化、生産年齢層の転入促進、子育て支援の強化、特産のナシなど農業などの産業の持続など。

それからもう一つは、人の交流、コミュニティについてです。例えばサロン等の交流の場づくり、地域で共助できるまちづくりなどが挙げられます。また、都市マスタープランに特に係る分野の意見として、整備開発、土地利用、都市基盤交通と保全、環境の観点から意見を分類して整理してみますと、整備開発の観点からは、計画的な土地利用、乱開発の防止、空き家の活用、バリアフリーの進んだまち、通学路の安全性の確保、公共交通が充実したまちなどが挙げられました。また、保全の観点からは、豊かな自然のあるまち、川を活かしたまちづくりなどが挙げられております。

続きまして、総合計画基本構想素案の内容となりますが、都市マスタープランの策定に関係がありますので、ここで総合計画基本構想につきまして簡単に説明をさせていただきますと思います。総合計画基本構想素案は、これまで説明した市民参加の手法により、市民の皆さんの意見と市を取り巻く環境の変化を踏まえ

ながら、三つの策定のポイントを定めました。

一つ目のポイントは、少子化、高齢化の進展と人口減少への対応でございます。市の総人口は、今後どのようになるのかを推計したところ、棒グラフにあるように、平成32年度までは、住宅開発などの影響により人口は増加していきますが、平成32年の6万5,500人をピークに減少していく見込みとなっております。また、人口構成の比率を折れ線グラフで示していますが、赤の折れ線グラフの生産年齢人口比率と青の折れ線グラフの年少人口比率は減少し、黒の折れ線グラフの高齢者人口比率は増加する見込みで少子化と高齢化が一層進展していくと予想しております。市民の皆さんからの意見の中にも、少子化、高齢化、人口の減少を改善するような意見として、子供を預かる体制の充実、若い世代が永住できるまちなど、子育て世帯や若い世代に関する意見がここに挙げさせていただいたように多くありました。そこで白井市の人口のバランスを考慮しながら、今後も一定程度の人口を維持していくために、子供を安心して産み育てられる環境の整備など、若い世代の定住を促進するなどの必要性が浮かび上がってきたところがございます。そうすることで、市の総人口のピークと推計されている平成32年の6万5,500人を維持していきたいと考えております。

次に、二つ目のポイントとして、白井の魅力としてある豊かな緑、田園風景です。住民意識調査で白井市の優れた景観について尋ねたところ、39.5%が緑地や樹林地など緑豊かな風景、そして閑静な住宅地に次いで、穏やかな田園が10.9%と続いています。児童生徒のアンケートの中で将来どのようなまちになったらいいか、このようなことを尋ねたところ、子供たちの多くが白井の豊かな自然や緑、ナシなどの農業が盛んな白井であってほしいと望んでいる結果となっております。しかし、田、畑、山林の面積はご覧のように減少しております。子供たちに自然や緑が多く、農業が盛んな白井市を引き継いでいくため、自然環境の保全、緑としての農地の保全などをすることが必要と考えております。

次に、三つ目のポイントとして、人と人、地域と地域のきずなの重要性です。社会が成熟してきて人の価値観が多様化する中、人と人との関係が疎遠になりつつあり、以前のような人々の間の結びつきが地域でも薄れてきていると言われていた中で、東日本大震災をきっかけに人や地域のきずなや交流の重要性が再認識されています。勉強会やタウンミーティングでのご意見の中にも多様な世代の交流、共生、活躍、コミュニティの充実など人や地域のつながりについての意見が多くあったところがございます。高校生のアンケートでも、将来白井市に求めている姿に、にぎわいの創出は上位になっているところがございます。そこで、人と地域のつながりを深め、そしていろいろな世代の人が交わり、にぎわいや活気に満ちた白井市にしたいという思いを込めまして、他世代が交流できるサロン、

駅前での都市拠点づくりなどを進めることが必要と考えております。

また、総合計画基本構想策定において、三つのまちづくりの基本理念を定めました。まちづくりにおいては、いつの時代においても変わらない大切なことがあります。それは、市民1人ひとりが幸せを実感することです。このそれぞれの幸せを支えるまちづくりの普遍的理念をまちづくりの基本理念として、安心、健康、快適の三つとしました。

まず、安心は、人が感じる安心には犯罪にあわないことや、将来の生活に不安がないことなどさまざまな要素がありますが、その安心の要素を多くして、防災、防犯を始め、子供から高齢者まで誰もがそれぞれのライフステージに応じた安心を実感し、地域で何の不安もない生活を送れるようにします。

次に、健康は、健康にも体の健康から心の健康、生きがいや夢のある健康などさまざまな要素がありますが、市民の心と体の健康づくりの取り組みを進め、人、地域、街全体の健康であるまちづくりを目指します。

最後に快適は、白井市の特性はやはり都市と自然が調和していることです。自然を守り育みながら都市の快適さと自然の快適さを保ち、生活の心地よさや質を高めるまちづくりを目指します。

これら三つの策定ポイントと三つのまちづくりの基本理念から、白井市として10年間で重点的に取り組んでいく三つの重点戦略を策定いたしました。戦略1として、若い世代定住プロジェクト、戦略2として、緑活用プロジェクト、戦略3として、拠点創造プロジェクトです。この三つの重点戦略により、将来像の実現を目指します。その目指すべき将来像とは、ときめきと緑あふれる開発都市です。ポイントでもありました緑、これは白井市の財産であります。緑を保全し、育みそして活用して快適さをつくっていきます。そして、理念でもある快活はさまざまな生活場面での快適さ、自然の中で憩える快適さ、活では人がつながる人の活力、人の活力がつながり、地域の活力がつながってまちの活力になっていきます。そうなることにより、暮らしを楽しむときめきがまちを愛し、白井に住み続けたいと思う。そして活力にみなぎるまちで新しいことにチャレンジするときめき、市民がわくわくするまちを目指し、将来像をときめきと緑あふれる快活都市としたところでございます。

また、この将来像における土地利用を具体的に表す都市将来構造についても示しております。前に行って説明させていただきます。将来都市構造は、白井市の土地利用や自然環境などの地域資源を踏まえ、将来の望ましい都市の構成を示しているものでございます。

まず、同じ方向性を持った土地利用のまとまりであるゾーンについては、16号南北、上が柏で下が千葉でございます。16号より北東側、向こう側です。北東

側につきましては、田園風景が残る緑農ゾーンとして原則として緑を守っていくゾーン。それから16号より南西側につきましては、緑の中で市街地が形成される緑住ゾーンとしております。

次に、人や物、情報が集まり交流が生まれる拠点について、二つの拠点を設けました。

一つは、中心拠点です。中心拠点は白井駅や白井市役所周辺でございますが、ここでは、市全体の中心となるコンパクトでにぎわいのある拠点づくりを目指したいと思っております。

また、生活拠点は西白井駅周辺でございますが、ここでは地域住民の暮らしを支える拠点づくりを進めます。

また、同様に人や物、情報の活性化を促すネットワークである軸についても、二つの軸を設けております。

一つは、市と市街を結ぶ、例えば464号線のような広域幹線軸とし、また、地域や拠点間を結ぶ、例えば風間街道や西白井停車場線のような地域軸として整備を進めます。以上が基本構想素案の概要でございます。

このように総合計画基本構想案がまとまったことでこれらを実現するため、今後都市マスタープランにおきまして、土地利用や道路などの都市施設整備に関する基本方針を示していく必要性がございます。

また、総合計画基本構想素案で定めました戦略を都市づくりの観点から捉えるとともに、将来都市構造で示したゾーン、拠点、軸等を具体的に展開していくプランも都市マスタープランでは今後示す必要がございます。

最後になりますけれども、都市マスタープランの見直し作業のスケジュールについて説明をさせていただきます。都市マスタープランとしての説明会を3月15日に開催し、市民と市全体及び地域の課題に関する意見交換会を3月15日に予定しております。その後、この説明会での意見等を取り入れまして、都市マスタープランの全体構想の素案を作成しまして、平成27年4月下旬ころに当都市計画審議会にて素案についてご報告、検討していただきたいと考えております。

また、この全体構想を踏まえた地区別構想につきましては、平成27年5月中旬に現在、総合計画と一緒に作業を進めておりますが、総合計画と共同で策定に向けての地区別懇談会を予定しております。スケジュールについては以上でございます。

見直し作業のご報告につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 どうもご苦労さまでした。ただいまご説明いただきました内容について、ご質問等ございませんでしょうか。はい、●●さん。

委員 一番最後を見ると、タイムスケジュールというのが、たしか4年前の4月に行われた都市計画審議会では、選挙活動の最中に審議会が開催されたのです。

今回また4月30日ですか。それはもう選挙が終わった後とみなしてよろしいのですよね。それなりの配慮が必要だと思います。

議長 事務局いかがですか。

事務局 その辺も加味しまして日程調整はさせていただきたいと思っております。

議長 そうですね。選挙運動の最中はやめましょうね。ほかにご質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次回、平成27年度は3回、審議会が予定されておりますが、日程調整、選挙等とのバッティングを避けるということも含めて、事務局のほうで今後よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、その他ですが事務局からほかに何かありますか。お願いします。

事務局 それでは、その他といたしまして、今後の白井市都市計画審議会の予定についてご案内をさせていただきます。平成27年度の審議会の案件といたしましては、都市計画の提案制度による地区計画の提案の案件が2件ございます。

それから既に制限解除が行われております生産緑地地区の除外の案件、また、先ほど来ありました都市マスタープランの見直し作業の案件、このようなことの中で、平成27年度のスケジュールとしては3回予定しておりますので、日程等の調整につきましては都度調整させていただきたいと思っております。よろしく願いしたいと思います。事務局からは以上でございます。

議長 委員の皆さんから、その他ということでは何かございませんか。よろしいですか。

それでは、これで平成26年度第1回白井市都市計画審議会を閉会します。大変熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。